委員会の運営方法の確認と決定

準備会では、流域委員会規約に盛り込む事項とその条文の案を審議します。

北川流域委員会規約(案)

(名称)

第1条

本会は、「北川流域委員会」(以下、「委員会」という。)という。

(設置)

第2条

委員会は、河川法(昭和39年法律第167号)第十六条の二第三項に規定する趣旨に基づき、近畿地方整備局長(以下、「整備局長」)が設置する。

1

資料-1

(目的)

第3条

委員会は、北川水系の河川整備計画(国管理区間)の策定にあたり、その原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取方法について意見を述べることを目的とする。

(委員会)

第4条

委員会は、総会のみで構成する。

- 2.委員会において部会が必要と認めるときは、部会を設けることができる。
- 3.委員会委員は、 (委員構成) 整備局長が委嘱する。

委員構成

- A) 別表 1のとおりとし
- B) 名程度で構成し、北川水系に関し学識経験を 有する者のうちから
- C) その他

3

(委員会)

- 4.委員会は、必要と認める場合には具体的候補者を選定のうえ、委員として追加するよう整備局長に要請することができる。
- 5.委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6.委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7. 委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。
- 8.委員長は、委員会を招集し、開催する。
- 9.委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(委員会)

10.委員会は、 (成立条件) の出席をもって成立する。なお、 委員の代理出席は認めない。

成立条件

- A) 委員総数の過半数
- B) 委員総数の三分の二以上
- C) その他

5

(委員会)

11.委員会の議決は、(意志決定条件)をもってこれを行う。

意志決定条件

- A) 出席委員の過半数(同数の場合は、委員長の裁量に委ねる)
- B) 出席委員の三分の二以上
- C) その他

(委員会)

12.委員会は、委員会の意見集約にあたっては、 (少数意見の取り扱い) 。

少数意見の取り扱い

- A) 少数意見があればこれを付す
- B) 少数意見は、委員会が必要と認めるものについては付す
- C) その他

7

(委員会)

13. 委員会は、必要に応じて (外部からの意見聴取) ことができる。

外部からの意見聴取

- A)専門的な知識を有する者の意見を聴く(書面を含む)
- B) 専門的な知識を有する者の出席を求める
- C)その他

(部会)

第5条

委員会は、特定の課題について審議を行うため、必要に応じて委員会の下に部会を設けることができる。

- 2. 部会を設置する場合は、部会運営方針及び部会規約を委員会において定める。
- 3. 部会委員は、委員会において選定する。
- 4. 部会委員は、委員会の委員と兼任することができる。

9

(河川管理者)

第6条

近畿地方整備局は、委員会の了承を得て、河川管理者の立場で委員会に説明や意見の表明を行うことがあるが、審議及びとりまとめには関わらない。

2.近畿地方整備局は、委員会から求められた事項については速やかに対応すること。

(情報公開)

第7条

委員会は、原則的に公開とし、その公開方法は、別紙「北川流域 委員会情報公開」によるものとする。

(庶務)

第8条

委員会の庶務は、 (庶務) 委員会の指示を受けて以下の業務を行う。

- 1)会議資料(案)の作成
- 2)議事録(案)の作成
- 3)会議内容の整理及び公表資料(案)の作成
- 4)委員会の議事・運営補助

庶務

- A) 近畿地方整備局が委託した者(又は民間企業)が、中立的立場で
- B)近畿地方整備局福井河川国道事務所調査第一課が
- C)その他

11

(規約の改正)

第9条

本規約の改正は、(規約改正条件) の同意を得てこれを行う。

規約改正条件

- A)委員総数の三分の二以上
- B)委員総数の過半数
- C)その他

(雑則)

第10条

本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

付則

(施行期間)

この規約は、平成19年 月 日から施行する。